

平成30年4月18日
砧 総合支所

世田谷区立砧区民会館の指定管理者の選定について

(付議の要旨)

平成31年4月からの世田谷区立砧区民会館の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定する。

1. 主旨

世田谷区立砧区民会館の指定期間が平成31年3月で終了することから、この間の指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立区民会館条例（以下「条例」という。）に基づき、平成31年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

2. 指定管理者制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区立砧区民会館
- (2) 所在地 世田谷区成城6丁目2番1号
- (3) 現在の指定管理者 アクティオ株式会社
- (4) 現在の指定期間 5年間（平成26年4月1日～平成31年3月31日）

3. 指定管理者制度適用の理由、効果

当区民会館では、指定管理者制度の適用により、利用料金制を導入するため、指定管理者の自主的な経営努力を發揮しやすい。また、管理業務運営や保守管理等、施設維持管理費を削減するとともに、利用者ニーズにより迅速に対応する等、創意工夫による提供サービスの向上により、施設の効果的な運営を図ることができるため、指定管理者制度を継続する。

4. 指定期間

5年間（平成31年4月1日～平成36年3月31日）

5. 指定管理者候補者の選定方法について

世田谷区立区民会館条例第7条の規定及び世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会において、指定管理者による自己評価、区（施設所管課）による評価の結果等を踏まえ、選定方法について審議を行った。その結果、当該施設については公募による選定が適していると判断した。

6. 審査体制

(1) 選定委員会の設置

指定管理者の候補者の選定に係る審査を実施するため、「世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会を設置した。

(2) 選定委員の所掌

選定基準等に基づき、指定管理者の候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

(3) 選定委員会の構成

外部委員（学識経験者等）5名 区職員2名とする。（別紙参照）

7. 選定基準

世田谷区立区民会館条例第7条第3項に定める指定管理者の選定基準に基づき選定を行う。

- (1) 区民会館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。
- (2) 区民会館の効用を最大限に発揮させることができること。
- (3) 区民会館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8. スケジュール

平成30年4月	区民生活常任委員会報告（選定方法）
4月～7月	選定期間
8月	政策会議（選定結果）
9月	区民生活常任委員会報告（選定結果）
	第3回区議会定例会（指定管理者、指定期間等の提案）
平成31年4月	指定管理者による運営の開始

世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会委員名簿（平成 29 年度）

（五十音順）

外部委員	委員	かわべ ようじ 川邊 洋二	東京税理士会北沢支部
	委員長	さかい しんいち 境 新一	成城大学経済学部教授
	委員	しおた なおと 塩田 尚人	健康文化研究所代表
	委員	ほそごえ じゅんじ 細越 淳二	国士舘大学文学部教授
	委員	やじま つぐひさ 矢島 嗣久	北沢地域町会連合会副会長
区委員	委員	もとはし やすゆき 本橋 安行	地域行政部長
	委員	おじか よしのり 男鹿 芳則	北沢総合支所長

（任期：平成 29 年 5 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会委員名簿（平成 30・31 年度）

（五十音順）

外部委員	委員	あやの やすこ 綾野 康子	東京税理士会世田谷支部
	委員長	さかい しんいち 境 新一	成城大学経済学部教授
	委員	しおた なおと 塩田 尚人	健康文化研究所代表
	委員	ほそごえ じゅんじ 細越 淳二	国士舘大学文学部教授
	委員	みずの ただし 水野 貞	烏山地域町会自治会連合会会長
区委員	委員	しが きいち 志賀 毅一	地域行政部長
	委員	いわもと こういち 岩元 浩一	玉川総合支所長

（任期：平成 30 年 4 月 11 日～平成 32 年 3 月 31 日）